

議会運営委員会の概要

1 発言通告及び質問要旨について

・議事調査課長から、別紙「発言通告及び質問要旨」のとおり通告書の提出があった旨説明があり、了承された。

2 議事日程第2号及び第3号について

・議事調査課長から、別紙「会議順序表（12/7、12/10）」、「議事日程（第2号）及び（第3号）」により12月7日及び10日の議事日程等の説明があり、了承された。

3 予算特別委員会の質疑者について

・議事調査課長から、別紙「予算特別委員会の質疑者一覧表」のとおり連絡があった旨説明があり、了承された。

4 その他

（1）山形県議会危機管理マニュアルの改訂について

・事務局次長から、別紙「山形県議会危機管理マニュアルの改訂について」により、危機管理委員会において改訂された旨報告があった。

【発言概要、質疑等】

（後藤 委員） 以前の議会運営委員会で森谷委員から話があった私立学校法人に関する情報開示請求について、あの時は内容をよく見ていなかったが、私学振興議員連盟の世話人として私なりに見てみた。東海山形学園からダイバーシティメディアに3千万円を融資し、後に利子を付けて返したということで、何も問題はないと思っていたが、請求されたのは法人の内容を明らかにすることではなく、私立学校の理事長が（利益相反の）契約する場合は特別代理人の選任が必要で、それを選任したかどうかということであり、それに対して答えられないのはおかしい。改めて聞きたい。私立学校法第40条の5に「学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代理権を有しない。この場合において所管庁（県）は、利害関係人の請求により又は職権で特別代理人を選任しなけ

ればならない」と書いてある。本来なら法人から請求があるはずだがそれがあったのか、なければ職権で県が選任することになるが、それがあったのかどうか答えられないのはおかしい。法人内部の話ではなく、県の指導監督の話。法に従い県が忠実に行ったのどうか、それが言えないのはなぜか。

⇒（総務部長）制度、経過、論点については委員ご指摘のとおり。今回の情報開示請求に対して存否応答拒否の対応としたが、この制度の趣旨は、特別代理人の選任があったと答えると、利益相反の取引が法人にあったことが明らかになる。学校法人の個別の取引が明らかになり得るため、あったかなかったかお答えできないということが情報公開法の制度で定められている。今回の事案についても、あったのかどうかお答えできないため、条例に基づき、弁護士とも相談して存在不存在をお答えできないとしたもの。なお、この件は請求人から審査請求があり、県の第三者機関で審査が進んでいる。

（後藤 委員） 3千万円を貸し付け、既に利子を付けて返したことは公になっている。県として書類を見たわけでないため確実に言えないということかもしれないが、3千万円のやり取りは公になっている。それがあった前提で選任があったのかどうか、それだけのこと。第三者に委ねるのはおかしい。選任はなかったのではないか。

⇒（総務部長）私立学校を所管する立場で申し上げますと、当該学校法人の決算書、個別取引は公開されていない。この話の前段として、法人の財務諸表の情報開示請求があったが、バランスシートの大項目は開示するが、細目は個別学校の経営が明らかになるため全国共通で非開示の取扱いとなるため一部不開示となっている。非公開となっている個別のものを明らかにできない前提で、県としての選任の有無を明らかにすると、個別の取引の有無が明らかになりうるので、制度上明らかにできないことをご理解いただきたい。

（後藤 委員） （取引の有無は）既に明らかになっている。皆が承知しているのに言えないのは理解に苦しむ。法人を指導する立場として選任の義務がある。選任があったのかなかったのか。

⇒（総務部長）報道は承知しているが、法人が公開しているわけではなく、財務諸表が非公開の状況で、所管官庁として先に公開するわけにはいかない。取引の有無が明らかになる選任の有無について条例に基づきお示しできない取扱いとなっている。

（後藤 委員） 取引があったかどうかは聞いていない。既に公になっている事実。代理人の選任があったのか答えられないのは納得できない。それくらい言ってもよいのではないか。

⇒（総務部長）本来、行政の行為であれば隠すべきものではないが、明らかにすること

で、個別の学校法人の取引が連動して明らかとなり得るため、条例上お示しすることができない取扱いとなる。

5 次回議運開催日時

12月17日（月） 午前10時

6 12月7日（金）及び10日（月）の開議時刻

午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 30 年 12 月 6 日 (木)

午 前 10 時

- 1 発言通告及び質問要旨について

- 2 議事日程第 2 号及び第 3 号について

- 3 予算特別委員会の質疑者について

- 4 その他

- 5 次回議運開催日時
12 月 17 日 (月) 午前 10 時

- 6 12 月 7 日 (金) 及び 10 日 (月) の開議時刻

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

平成 30 年 12 月 定例会 代表質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
12. 7 (金)	1	43	今 井 榮 喜	1 将来を見据えた県政展望について	知事
				2 県民の信頼回復について	知事 総務部長 教育長
				3 やまがた創生総合戦略重点施策について	企画振興部長 子育て推進部長
				4 外国人労働者の受入れを含めた人手不足 対策について	商工労働部長
				5 中核市への移行及び連携中枢都市圏の形 成に向けた支援について	企画振興部長
				6 スポーツの振興による山形県の活力につ いて	観光文化スポーツ 部長 教育長
				7 北朝鮮による拉致問題について	警察本部長
	2	25	阿 部 昇 司	1 平成 31 年度当初予算編成に対する考え方 について	知事
				2 受動喫煙防止対策について	知事
				3 農業の担い手減少に対する取組みについ て	農林水産部長
				4 環境保全型農業の推進について	農林水産部長
				5 水害・土砂災害対策の今後の進め方につい て	県土整備部長
				6 田川地区の高校再編について	教育長
				7 児童生徒の英語力向上に向けた今後の取 組みについて	教育長
8 庄内空港における L C C の就航検討表明 について	知事				
9 女性活躍の推進について	子育て推進部長				

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

平成 30 年 12 月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
12.10 (月)	1	8	佐 藤 聡	1 県有遊休施設の利活用について 2 再生可能エネルギーの導入促進について 3 鳥獣被害対策と担い手の確保について 4 国際交流に関わる課題について 5 高齢運転者の交通事故防止策について	総務部長 環境エネルギー部長 環境エネルギー部長 観光文化スポーツ 部長 警察本部長
	2	13	佐 藤 昇	1 海岸漂着物対策の推進について 2 動物愛護について 3 がん対策について 4 自殺対策について 5 農業の推進について 6 危険運転行為の現状と危険運転者を排除 する取組みについて	環境エネルギー部長 危機管理監 病院事業管理者 健康福祉部長 健康福祉部長 知事 農林水産部長 警察本部長
	3	17	島 津 良 平	1 山形空港の利用拡大について 2 地球温暖化対策の推進について 3 困難を有する若者等への支援について 4 看護師確保対策について 5 スポーツを切り口とした観光誘客につい て 6 山形県農業農村整備長期計画に基づく基 盤整備の推進について 7 G F P の活用と県産農産物の輸出拡大に ついて	企画振興部長 環境エネルギー部長 子育て推進部長 健康福祉部長 観光文化スポーツ 部長 農林水産部長 農林水産部長

会 議 順 序 表

[議事日程第2号]

平成30年12月7日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第158号から議第192号までの35件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問(代表質問)</p> <p>43番 今 井 榮 喜 議員</p> <p>25番 阿 部 昇 司 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

会 議 順 序 表

[議事日程第3号]

平成30年12月10日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第158号から議第192号までの35件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問</p> <p>8番 佐 藤 聡 議員 13番 佐 藤 昇 議員 17番 島 津 良 平 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

議 事 日 程 （ 第 2 号 ）

平成30年12月7日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第158号 | 平成30年度山形県一般会計補正予算（第4号） |
| 第 2 | 議第159号 | 平成30年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 3 | 議第160号 | 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 4 | 議第161号 | 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | 議第162号 | 平成30年度山形県電気事業会計補正予算（第2号） |
| 第 6 | 議第163号 | 平成30年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第 7 | 議第164号 | 平成30年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号） |
| 第 8 | 議第165号 | 平成30年度山形県病院事業会計補正予算（第2号） |
| 第 9 | 議第166号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議第167号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 11 | 議第168号 | 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議第169号 | 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議第170号 | いきいき雪国やまがた基本条例の設定について |
| 第 14 | 議第171号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議第172号 | 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 16 | 議第173号 | 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 17 | 議第174号 | 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議第175号 | 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第176号 | 山形県受動喫煙防止条例の設定について |
| 第 20 | 議第177号 | 山形県がん登録情報利用等審議会条例の設定について |
| 第 21 | 議第178号 | 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第179号 | 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第180号 | 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第181号 | 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 25 | 議第182号 | 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 26 | 議第183号 | 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 27 | 議第184号 | 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について |

- 第 28 議第185号 主要地方道鶴岡羽黒線道路改築事業羽黒山橋（仮称）製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 29 議第186号 ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事請負契約の一部変更について
- 第 30 議第187号 当せん金付証票の発売について
- 第 31 議第188号 山形県県民の海・プールの指定管理者の指定について
- 第 32 議第189号 山形県総合運動公園の指定管理者の指定について
- 第 33 議第190号 山形県青年の家の指定管理者の指定について
- 第 34 議第191号 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 35 議第192号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- 第 36 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年12月10日(月) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第158号 | 平成30年度山形県一般会計補正予算 (第4号) |
| 第 2 | 議第159号 | 平成30年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 3 | 議第160号 | 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 4 | 議第161号 | 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 5 | 議第162号 | 平成30年度山形県電気事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 6 | 議第163号 | 平成30年度山形県工業用水道事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 7 | 議第164号 | 平成30年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 8 | 議第165号 | 平成30年度山形県病院事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 9 | 議第166号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議第167号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 11 | 議第168号 | 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議第169号 | 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議第170号 | いきいき雪国やまがた基本条例の設定について |
| 第 14 | 議第171号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議第172号 | 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 16 | 議第173号 | 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 17 | 議第174号 | 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議第175号 | 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第176号 | 山形県受動喫煙防止条例の設定について |
| 第 20 | 議第177号 | 山形県がん登録情報利用等審議会条例の設定について |
| 第 21 | 議第178号 | 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第179号 | 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第180号 | 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第181号 | 都市計画街路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 25 | 議第182号 | 下水道事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 26 | 議第183号 | 道路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 27 | 議第184号 | 急傾斜地崩壊対策事業 (単独) に要する費用の一部負担について |

- 第 28 議第185号 主要地方道鶴岡羽黒線道路改築事業羽黒山橋（仮称）製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 29 議第186号 ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事請負契約の一部変更について
- 第 30 議第187号 当せん金付証票の発売について
- 第 31 議第188号 山形県県民の海・プールの指定管理者の指定について
- 第 32 議第189号 山形県総合運動公園の指定管理者の指定について
- 第 33 議第190号 山形県青年の家の指定管理者の指定について
- 第 34 議第191号 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 35 議第192号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- 第 36 県政一般に関する質問

予算特別委員会の質疑者一覧表

平成30年12月定例会

月 日	質 疑 者 (質疑順)
12月12日(水)	自由民主党 矢吹栄修 委員
	県政クラブ 木村忠三 委員
	自由民主党 榎津博士 委員
12月13日(木)	自由民主党 奥山誠治 委員
	公明党 菊池文昭 委員
	自由民主党 船山現人 委員
12月14日(金)	自由民主党 佐藤藤彌 委員
	自由民主党 平弘造 委員

【備考】 質疑時間：60分（答弁含む）

「山形県議会危機管理マニュアル」の改訂について

- 山形県議会危機管理委員会において、「災害時における市町村との連携」について検討を行った。
- 市町村との連携にあたっては、災害時という事態に鑑み、市町村に混乱を来さないようにするという基本的な認識のもと、被害状況や必要な支援についての情報収集等により、議員が市町村に協力をすることとし、次のように山形県議会危機管理マニュアルを改めることとした。

「災害時における議員活動の基本原則3」に「市町村との連携」を加える。

公務優先を改めて明確化するとともに、市町村との連携を明示することにより、情報収集における議員活動の基本原則として位置づけるもの。

改正後	改正前
3、議会活動（本会議、委員会における活動等）を優先し、 <u>市町村との連携に留意しつつ</u> 、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要な情報の収集に努めるものとする。	3、議会活動（本会議、委員会における活動等）を優先しつつ、 <u>各地域においては</u> 、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要な情報の収集に努めるものとする。

【参考】 災害時における議員活動の基本原則（改正後） マニュアル3ページ

- 1、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、災害発生時においても、県民全体の利益の実現を目的として行動するものとする。
- 2、全ての行動は、人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断のもとに行うものとする。
- 3、議会活動（本会議、委員会における活動等）を優先し、市町村との連携に留意しつつ、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要な情報の収集に努めるものとする。
- 4、各地域において議員が収集した被害状況や必要な支援の情報等を踏まえ、県議会として集約のうえ、執行部へ提言するものとする。